

判決年月日	平成 1 9 年 6 月 2 8 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成18年(行ケ)10076号		
○ 訂正請求を認め、無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟において、訂正請求を認めた判断に誤りはないと判断した上で、訂正後の発明が引用発明と同一ではないものの、当業者が引用発明から容易に想到することができると判断して、審決を取り消した事例			

(関連条文) 特許法第 1 2 6 条第 3 , 第 4 項 , 第 1 3 4 条の 2 第 5 項 ,
第 2 9 条第 1 項第 3 号 , 第 2 9 条の 2 ,
第 2 9 条第 2 項

(要旨)

1 訂正請求を認め、無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟において、原告は、審決が 本件訂正が訂正の要件を満たさないのに、その判断を誤った、 本件発明 1 と甲 1 若しくは甲 2 発明との同一性又は本件発明 1 の進歩性についての判断を誤った、 本件発明 2 と甲 4 若しくは甲 5 発明との同一性又は本件発明 2 の進歩性についての判断を誤ったと主張した。

2 取消事由 について

各訂正事項については、当初の明細書に記載があり、新規事項でもなく、実質的に特許請求の範囲を拡張・変更するものでもなく、本件訂正が適法であるとした審決の判断に誤りはない。

3 取消事由 について

本件発明 1 が甲 1 又は 2 発明と同一であるとはいえないが、本件発明 1 は、甲 1 発明並びに甲 2 及び甲 3 に記載された事項に基づき、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、審決は、本件発明 1 の進歩性についての判断を誤ったものである。

4 取消事由 について

本件発明 2 が甲 4 又は甲 5 発明と同一であるとはいえないが、本件発明 2 は、甲 5 ないし甲 9 に記載された発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、審決は、本件発明 2 の進歩性についての判断を誤ったものである。